

監査結果のフォローアップについて

1. 行政監査

行政監査とは、監査委員による監査の1つとして、財務監査とは別に、地方公共団体の事務の中から特定テーマを選定し、適正及び有効性・効率性の確保の観点から組織横断的に行う監査である。

◎テーマ（21年度）：高額設備等の活用状況について

◎監査結果での主な意見

- ① 不用物品の活用を図るため、各所属の不用物品情報を一括して提示し、他の所属からの管理換え要望や市町村、公共的団体等から譲受希望を募る仕組みの検討
- ② 不用物品及び使用不能物品の適時・適切な処分と、各所属の不用物品等を一括して棄却するなどの処分費用を軽減する方策の検討
- ③ 現有機器等の各所属間での相互利用の積極的な推進と、高額機器等の新たな導入に当たっての共同利用の仕組みの検討
- ④ 美術工芸品について、市町村への貸付けを促進するなどの県民の鑑賞機会拡充とホームページでの情報提供の充実
- ⑤ 実用的な物品管理事務処理マニュアルの作成

2. 包括外部監査

包括外部監査とは、従来の監査委員制度に加えて、外部からの目による監査機能の強化を図るため、自治法により実施が義務づけられた監査である。

毎会計年度、公認会計士等の専門家と包括外部監査契約を行い、県の事務執行の効率化や組織運営の合理化を図ること等を目的に特定のテーマを定めて監査を実施している。

◎テーマ（21年度）：特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

◎監査結果での主な意見

- ① 県が直接実施する貸付金業務の外部機関（金融機関）等による実施の検討
- ② 長期延滞債権の回収業務について、外部委託の検討又は県で実施する場合は専門部所の設置の検討
- ③ 違約金の徴収について、その処理方針や手続き規程等の整備
- ④ 流通業務団地や臨海工業地帯の未売却地について、早期の売却の推進や有効活用の検討
- ⑤ 特別会計を廃止する場合のメリット・デメリット等の検討（心身障害者扶養共済制度特別会計、公共用地先行取得事業特別会計）